

(提出前に必ずお読みください)

医療補助金の請求について

医療補助金は、一般財団法人岐阜県教職員互助会退職互助事業規程第 10 条の規定により、医療機関での健康保険適用診療費の自己負担額を一部給付するものです。下記の点に注意し、ご請求ください。

(1) 対象となる領収書

医療機関が発行する領収書又は、医師の処方箋による薬局の領収書で健康保険適用診療明細が確認できるもの（医療点数、総医療費、健康保険適用診療の自己負担額が明確なもの）

※「医療費のお知らせ」は利用できません。

(2) 給付の対象とならないもの

- ・ 交通事故、第三者行為による治療費
- ・ 接骨院・整骨院・鍼灸院等の施術（治療）費（医療行為ではないので対象外）
- ・ 健康保険適用外の負担額（インプラント等 消費税を含むもの）
- ・ 健康診断、人間ドック
- ・ 往診の交通費、往診料、受診のための交通費
- ・ 市販薬等の購入費

(3) 領収書の内容により給付の対象とならないもの

- ・ 介護保険
- ・ 入院時の自己負担（室料、食事、衣料費等）
- ・ 証明書、文書料
- ・ 公費負担の対象医療（公的機関が負担する医療費）
- ・ 未収金、未納金
- ・ インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン等の予防接種
- ・ 療養者の氏名のない領収書
- ・ 月のまたがりや複数月の診療費
- ・ 期限が切れている（診察月から 1 年を超えている）領収書
- ・ 選定療養費（紹介状なしで大病院にかかる場合必要となるもの、薬局で患者が希望する処方に対する費用）
- ・ 施設などの利用料

対象とならないものは除いて
給付額を計算します。

(4) コルセット・ギプスなどの治療用装具を用いた場合、次の書類を添付してください

- ① 業者の領収書 ② 加入健康保険からの支給決定通知書（どちらもコピー可）

※ 互助会に提出する前に、必ず加入健康保険での手続きを終えてください。

確認事項とお願い

- (1) 医療補助金の給付は、請求書受付月の翌月末日に、各世帯 1 つの指定口座に手数料を差し引いて振込みます。大量の提出がある月の場合、給付の送金が遅くなることがあります。
- (2) 送金額に不明な点がある場合は、入金後 1 か月以内に連絡してください。
- (3) 医療補助金請求書が必要な場合
 - 互助会ホームページより印刷 (<https://www.gikyogo.jp>)
 - 『請求書用紙』と朱書きした切手貼付の返信用封筒を同封して請求
- (4) 医療補助金請求書に添付された領収書は、原則としてお返ししません。
(原本が必要な場合はコピーで提出可)